

多治見市消防本部自動販売機設置事業者募集要項

1 目的

この要項は、多治見市消防本部が行う自動販売機設置事業者(以下「設置事業者」という。)募集を一般競争入札により選定するため、必要な手続を定めたものです。応募される方は、本募集要項の各事項をご確認の上、お申込みください。

2 公募物件

物件	施設名称	所在地	設置場所	貸付面積
①	多治見市消防本部庁舎	多治見市三笠町2-21	玄関ホール	1.6㎡(幅 1.6m×奥行1.0 m)
②	多治見笠原消防署庁舎	多治見市笠原町2081-1	玄関ホール	1.44㎡ (幅1.6m×奥行0.9m)

※貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

3 応募資格要件

次の要件をすべて満たす個人又は法人が応募することができるものとします。

- (1) 法人にあっては岐阜県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては岐阜県内で事業を営んでいること。
- (2) 自動販売機の設置業務(自らが管理・運営するものに限る。)について、3年以上の実績を有している者であること。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (4) 市区町村税又は消費税(地方消費税を含む。)の未納がないこと。
- (5) 多治見市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年告示第200号)第3条に規定する個人又は法人等でないこと。

4 契約上の条件等

(1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づき、多治見市が設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を賃貸する方法により行います。

(2) 賃貸借期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間とし、期間の延長又は更新は行いません。

(3) 貸付料

貸付料は、多治見市が設定する最低価格以上で有効な入札のうち、最高価格で入札された金額とします。

貸付料は、契約期間の月数に均等分割して、各年度ごとに納付してください。
なお、消費税率及び地方消費税率の改定がある場合は、当該改定分の額の改定を行うものとします。

(4) 必要経費

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置事業者の負担とします。

また、電気料、水道料についても設置事業者の負担とします。

(5) 納入方法

多治見市が発行する納入通知書により、指定する期限までに納入してください。

(6) 自動販売機及び販売品目の条件について

別紙仕様書によります。

(7) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 入札条件を遵守し、貸付料及び必要経費を期限までに確実に納付すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ウ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、多治見市の指示に従うこと。

(8) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 商品補充、金銭管理などの維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類又は品目に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品持ち込み等問わず設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルし、周辺の清掃を行うこと。

ウ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。

エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで転倒防止等に配慮し安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。

オ 自動販売機の故障や問い合わせ並びに苦情については、連絡先を自動販売機前面に明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(9) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回

復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を多治見市に請求することができません。

5 応募申込手続

(1) 申込方法

申込受付期間：令和7年3月10日（月）～令和7年3月21日（金）

（土・日・祝日は除き、午前8時30分～午後5時）

提出場所：多治見市三笠町2-21 多治見市消防本部 2階 消防総務課

提出方法：直接持参してください（郵送、FAX等での提出は受け付けません）。

提出書類：次の書類を各1部提出

- ① 入札参加申込書
- ② 法人の場合は、法人登記簿又は履歴事項全部証明書(写し)
個人の場合は、代表者の身分証明書(写し)
- ③ 法人の場合は、申込みをする事業所がある市区町村税完納証明書(写し)
法人の場合は、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）(写し)
個人の場合は、事業主の市区町村税完納証明書(写し)
個人の場合は、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）(写し)
- ④ 上記3 応募資格要件（3）の許認可の免許証の写し（該当の場合のみ）
- ⑤ 会社（事業者）概要（会社のパンフレットでも結構です。）
※各証明書については、いずれも発行後3ヶ月以内のもの。
※市区町村税完納証明書が発行されない場合は、法人住民税（又は住民税）
及び固定資産税の直近の納税証明書でも可。

(2) 質問の受付

応募に関し質問がある場合は、次に掲げるところにより書面で回答を求めることができます。

なお、質問書はFAX（直接持参も可）で提出するものとし、回答日時までに回答をします。なお、FAX送信後に必ず電話で受信確認をしてください。

- ① 提出期限： 令和7年2月28日（金）午後5時まで
- ② 提出場所：多治見市三笠町2-21 多治見市消防本部 2階 消防総務課
TEL 0572-22-9231（直通）
FAX 0572-21-0022
- ③ 回答日時： 令和7年3月7日（金）午後5時までにFAXで回答

6 入札の手続

(1) 入札方法

- ① 入札は令和7年3月26日（水）午後13時30分に多治見市消防本部庁舎3階会議室で行います。

- ② 入札書に記載する金額は、4年間の貸付料金額（税抜）を記載してください。
（参考までに月額貸付料金額(税抜)も併記をしてください）
また、物件を選んでください。
- ③ 入札書は当日持参してください(郵送による入札は受け付けません)。
- ④ 代理人の方が入札される場合は、委任状が必要になります。
- ⑤ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回はできませんので十分ご注意ください。

(2) 入札時に持参する書類

- ① 入札参加申込書の写し
- ② 入札書（複数入札の場合はそれぞれ）
- ③ 委任状（代理人が入札する場合必要。複数入札の場合でも1通で可）

(3) 入札保証金

入札保証金は免除。

(4) 入札の無効

次の場合に該当する入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格のない者の入札
- ② 委任状を持参しない代理人の入札
- ③ 入札書の内容が訂正してある入札
- ④ 入札に不正のあった場合の入札

7 落札者の決定等

(1) 落札者の決定

落札者は、多治見市が定める最低価格以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者とします。

落札者となるべき者が2人以上いる時には、直ちに「くじ」により落札者を決定します。

(2) 再度入札

多治見市が定める最低価格以上の入札がない場合は、直ちに再度入札を行います。再度入札は1回とします。

8 契約の手続き

落札者は、交付された契約書を用いて落札決定の日から7日以内に契約を締結するものとします。なお、契約保証金は免除とします。

9 その他

(1) 設置事業者の決定後、入札結果については多治見市ホームページにおいて公表します。

(2) 自動販売機設置事業への入札・契約にあたっては、この要項に定めるもののほ

か、地方自治法、多治見市契約規則等の法令を遵守してください。

(3) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を中止することがあります。この場合による損害は、各入札者の負担とします。

10 募集に関する問い合わせ先

多治見市消防本部 消防総務課 担当 小栗、小川

TEL 0572-22-9231 (直通)